

文化審議会 第1期博物館部会（第1回）

令和元年11月8日

- ※ 部会長に島谷委員，部会長代理に浜田委員が選出された。
- ※ 「文化審議会博物館部会運営規則（案）」及び「博物館部会の会議の公開について（案）」了承された。

（傍聴者入室）

【島谷部会長】 では，傍聴者が入場されたようですので，冒頭ちょっと進行させていただきます。

まず傍聴の方に。博物館部会長に就任させていただくことになりました島谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして，文化庁から一言，御挨拶を頂ければと思います。今里次長，よろしく願いいたします。

【今里次長】 文化庁の次長の今里でございます。第1回の博物館部会の開催に当たりまして，一言御挨拶を申し上げます。

昨年6月，文部科学省の設置法の改正によりまして，文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していくという体制が整備されまして，昨年10月の組織再編から，博物館・美術館を文化庁で一元的に担当させていただくという形になったところでございます。博物館法につきましては，御案内のとおり平成20年に改正がございまして，その際にも博物館の在り方等について御議論を頂いたところでございます。しかし，これまで博物館に関する継続的な議論の場はその後なく，積み残された課題もあるという状況でございます。本年9月にはICOM京都大会も開催されまして，博物館の役割や定義について国際的な議論もなされるなど，機運も高まっているところでございます。こうした時宜も捉えつつ，これからの博物館制度の在り方について，過去の議論なども踏まえながら，忌たんのない御議論を頂ければと考えているところであります。

また，近年は文化資源を活用した地域振興なども課題となっております。観光，まちづくり，地域等の関連分野との連携なども含めて，博物館の機能をどのように強化・充実していくかなど，博物館の今日的課題に関しても多角的に議論を頂ければと思っております。

ので、どうぞよろしく願いいたします。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それでは、私からも一言、座ったままで失礼しますが、御挨拶させていただきます。

日本全国に約 5,700 館、博物館が存在していながら、これまで国において全体的な議論を行う場がなく、今回の部会の設置は博物館関係者にとっても大きな意味を持つと考えております。5,700 といっても、なかなか全てを踏破することはできませんが、今回、アドバイザーで出席している某アドバイザーはほとんど制覇されているということですので、またいろんな意見を賜りたいと思っております。

博物館には、その本来的な機能と役割に関し、これまでの博物館関係者による議論の蓄積がございます。また、今日的には、博物館を通して日本の文化資源を国内外に発信する意味でも、博物館の役割や在り方の検討を進めていくことは、大変時宜を得たもので、必要だと思っております。博物館の広範な課題を整理しながら議事運営を進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位におかれましては、何とぞお力添えのほど、よろしくお願いいたします。一言に博物館・美術館といっても、国公立、私立、様々なものがありますので、それぞれの部分を酌み取って、前に進んでいかなければいけないと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

本日は最初の審議会でございますので、本議会の概要につきまして確認しておきたいと思っております。これらの点につきまして、事務局よりお願いしたいと思っております。

【榎本課長】 お手元資料の資料 3 と 4 を中心に、簡略化して御紹介いたします。

まず資料 3、「博物館部会において議論いただきたい事項」として、ごくエッセンスだけ挙げております。

まず 1 ポツ、検討の観点として三つ。一つ目、前回の博物館法改正のフォローアップ、そして、それを踏まえた課題の整理があらうかと思っております。二つ目、ICOM 京都大会を契機として議論すべき課題の整理、これもあらうかと思っております。3 点目、そのほかの博物館の振興施策に関する議論、幅広くあらうと思っておりますので、これらの課題整理を受けて、どういった政策が必要か、具体的な議論が必要と考えております。

2 ポツでは、現行の法令上の整理を、ごく一部だけでございますけれども挙げておまして、まず博物館法ですと、第 2 条で博物館の定義がございます。こちらは以前からこういった定義がございますけれども、最近の動きですと第 19 条がございますので、こちらが、今年の 6 月に政府全体の地方分権の観点からの一括法がございますので、そこの中で、公立

博物館の所管というものが、従来、教育委員会だったのでございますけれども、首長も可能になるという制度改正がございました。また、1 ページ一番下、文部科学省設置法におきまして、「文化庁の任務」というのがあるのですけれども、これは下線を付けたところが、昨今、改正・追加された部分なのでございます。文化庁はもともと文化の振興というところが一番根底としてあるところではございますけれども、それに加えて、文化に関する施策の総合的な推進、すなわち政府全体の中で文化に関係するいろいろな施策を横断的に見ていこうという役割、それから博物館による社会教育の振興といったことが、文化庁のミッションとして付加されているところでございます。そういった観点を、1 枚めくった2 ページの「ポイント」というところで記載しているところでございます。したがって、先ほど次長からお話がございましたけれども、以前から文化庁では、歴史系の博物館ですとか美術館を中心にしながら博物館振興施策を担っておりました。それらは文化の振興という観点からの博物館振興施策でございましたけれども、それに加えて、社会教育の振興という観点からも博物館に関わっていくという観点で、博物館施策を横断的に見ていくという機能が持たれたところでございます。

2 ページ、3 ポツで三つほど、期待される役割ということで、文化庁で今思っていますことをざっと書いてございます。まず(1)が、社会教育施設あるいは文化施設としての、以前から期待され、そして様々、各地で進行している事柄の一層の充実。そして、二つ目といたしまして、そうした社会教育施設・文化施設としての機能のうちの展示に関しまして、更にどう魅力を高めていくかという観点。さらに、そういったことを通じて、我が国あるいは各地域の多様な文化・歴史・風土の理解の促進といった観点も、今日、多く期待されているところでございます。また3 点目といたしまして、各館、様々な創意工夫をしながら、博物館が地域でどう関わっていくのかという観点も進展しているところでございます。そうした観点があろうかと思えます。しかしながら、2 ページ下半分でございませぬけれども、我が国の博物館は非常に多様でございませぬ。表で、総合、科学、歴史、美術、屋外、動物園、植物園、水族館等と付しておりますけれども、こうした多様な施設があるということ。そして、1 枚めくりまして3 ページでございませぬけれども、これは年間入館者別の表を付けておりますけれども、規模も比較的大きいところから、地域密着でやっているところまで多様でございませぬ。そうした中での議論をうまく作っていただければと思っています。

4 ポツ、「検討を要する事項(案)」と付しております。(1)が博物館に関すること。

制度、運営、そのほか様々な課題がございます。そして、(2)番目、とりわけ人材に関する事柄もいろいろな議論が各方面にございます。(3)が、来館者目線での取組もあろうかと思えます。次のページに参りまして、博物館とほかのセクターとの関わりもあろうかと思えます。

4 ポツとして、「今後の方向性」ということを先に案として挙げてみたところなのでございますけれども、こうした事柄のうち、博物館の制度や運営に関する幅広い課題に関しましては、一定の期間を掛けて、もちろん議論の論点整理をどんどんしていきながらでございますけれども、整理・検討してはどうかと考えています。また、併せて(2)といたしまして、博物館振興施策に関しましては、予算ですとか税制ですとか、様々な制度がございます。そうしたことにうまく対応できればと思っておりますので、今日的な課題も踏まえながら整理・対応していく。その際、先ほど少し述べました、まちづくりや観光といった観点での連携については、機動的な体制も作って集中的に検討してはどうかと考えています。

併せまして、資料4といたしまして、若干の資料を付しております。今後、2回目以降から、少し参考資料やデータ等も付けたいと思っておりますが、本日はいきなり付けても煩瑣になろうかと思ひまして、精選しております。資料4、横長の資料ですけれども、博物館施策の現状と今後の展望ということで、まず1ページ目、現状として、最近の社会教育調査のデータから、博物館に関しましては、館の数、それから学芸員の方の人数、1館当たり入館者数も、近年、上昇傾向にあるという状況がございます。しかし、一方で、博物館の更なる機能向上のためにはいろいろな課題もあるということが、各種調査で出ているところでございます。

1枚めくりまして、2ページ目の2ポツ。ここに三つ挙げておりまして、こちらはさっきの内容と同じでございます。

そうした中で、2ページの3ポツ以下から、今後の取組として2枚にわたって付してございます。こちらは現在、文化庁で執り行っている事業、そして来年度に向けて進めております予算・税などを、やや項目箇条書でラインナップしているところでございます。まず取組として(1)、検討の場の設置ということで、この場を設けるということ自体が博物館政策上は意味があるものと思っております。

その上で、(2)として、まず国立館での先進事例・好事例を作っていくながら横展開を図っていくということで、国立博物館あるいは美術館自体にも重要な役割、ミッションが

あり、その振興も進めていくということもしていきながら、併せて各地の博物館などに対する支援ですとか情報の発信もできればと思っているところがございます。とりわけナショナルセンターとしての国立の役割というものもあろうかと思っています。文化財であれば活用センター、あるいは科学系であれば科博のイノベーションセンターもでございます。また、昨今の自然災害あるいは火災といったことも踏まえていきますと、防災ネットワークも機能していますけれども、こういった活動の充実ということも非常に大事であると思っております。また、収蔵品のデータベースの整備も、国でうまく音頭を取っていきながら進めていければと考えています。

(3) が、各地の博物館の活動支援ということで、こちらは文化庁の予算ですとか事業を主に挙げているところがございますけれども、こちらでは、白丸を幾つか挙げております。ちなみに文化庁の博物館支援事業は、今年、令和元年が 11 億でございます。来年度に向けては、現在、概算要求中なのでございますが、24 億ということで、倍以上の要求にしております。近年、博物館予算はほぼ 10 億で横ばいだったところがございますけれども、各地の博物館の活動を支援していく、あるいは研修を強化していくという観点から、倍以上の要求ということをしているところがございます。また、併せまして、この中では、(3) の三つ目の白丸がございまして、魅力的な展示・企画という観点で、国立館などが持ちます地方ゆかりの文化資産、例えば東京国立博物館であるとか、あるいは宮内庁の三の丸尚蔵館であるとか、そういったところの持っている名品を地域の博物館などに積極的に貸出しをしていきながら、それをきっかけとして各地域の博物館の魅力向上をしていこうということもあわせて、予算上、今、相談・調整しているところがございます。そして、いろんなことをやっていく。そして、施設に関しましても、なかなか従来、文化庁、博物館など社会教育施設の補助金は、平成 10 年頃以降ないところなのでございますけれども、老朽化・防火対策の調査もして、その結果も受けた様々な各種支援ですとか災害復旧のための支援といったものは、特別なメニューも考えながら対応できればと思っているところです。

(4) といたしまして、活動基盤の整備といたしまして、2 年前から行っております文化クラスター形成事業の更なる推進、そして文化振興や地域の活性化、経済活性化という観点から、更なる予算・税・関係省庁との連携施策を通じた支援といったことも、少し深掘りして考えられないかと考えております。また、ジャパンサーチによりますデジタル情報発信の議論も進めていますので、こういったこと。それから、一番下にございます美術館支援としまして、登録美術品制度の活用、美術品の補償制度といったものも、着実に推進

しているところでございますので、こういったところも引き続き実施できればと思っております。

こういったことをやっておきながら、3枚目、4枚目で、少し参考として付しております、来年の4月には、国立アイヌ民族博物館を文化庁として開館すべく準備を進めています。こちらは独立行政法人という形式は取らずに、特別な法律に基づきます指定法人として開設いたしますけれども、こちらで御紹介したいのは、そういった新しい国立ができるということに加えて、1枚めくったところで、博物館の目指す姿ということで三つ挙げてございます。社会教育施設としての役割。アイヌ文化に関しまして、子供たちに広く伝えていこうという観点。それからSDGsですとか、様々な課題に対応する役割。共生社会、文化の継承と創造、アイヌ語の復興など、アイヌ文化に由来する様々な活動を意識しながら、アイヌ文化総合施策の文脈に位置づけてやっていこうと思っています。一方で、観光という観点も出ておまして、こちらは、一体的に運営します講演等を含めて、年間100万人というのを来館者目標として掲げているところでございますので、そういった観点もあるということで、非常に多岐にわたるミッションを果たしていこうというところで、今日、博物館が抱えます様々な課題をやや集約した形で取り組もうとしている事例でございますので、紹介したところでございます。そうしたパンフレットも付してございます。

また、併せて委員の方には先ほど追加でお配りいたしましたけれども、今年12月に行います、国立新美術館で開催いたします「ここから展」でございます。こちらにも、障害、表現、共生を考える5日間ということで、美術館の果たせる役割をどう考えていくかということで以前から取り組んでいるところでございますけれども、こういった実践をしていながら、国としてもきめ細かい取組ができればと思っているところでございます。

まず私からは、こういった議論いただきたい事項、そしてそれに関連いたします文化庁の取組を少し御紹介いたしました。以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。幅広く説明していただきましたが、ただいまの内容につきまして、委員の皆様方から御質問がございましたらお願いいたします。議題につきましては、1枚紙のとおりで進めていきたいと思っておりますが、それ以前に大項目というか、今の流れの中で、榎本課長から御説明していただきましたことについての質問がございましたら、御遠慮なくどうぞお願いいたします。

【高田委員】 高田ですがよろしいでしょうか。最初に頂いた、議論していただきたい事項の2枚目の3ポツの(2)ですが、「ストーリー性ある充実した展示に」と書いてある

ところの2行目です。「文化・歴史・風土の理解の促進」とありますけれども、前ページの博物館法の定義と整合性を取るのであれば、博物館法の定義では、1枚戻ると、「博物館とは、歴史・芸術・民族・産業・自然科学等」とあります。このため、博物館法の定義と照らし合わせて整合性を取るのであれば、(2)のところも、文化・歴史・風土だけにとどまらず、自然科学とか産業という言葉も入れていただけると、博物館法の定義と整合性が取れていいのではと思いますので、できればここを加えていただくと有り難いです。

【榎本課長】 ありがとうございます。私としてもともと思っていたのは、文化の考えに関しましては、人々のなりわいですとか、広い概念で置いたところなのでございますけれども、分かりやすくするという観点から、先生の御指摘、そのとおりだなと思ったところがございます。以後、ワーディングにおいては心掛けたく思います。

【高田委員】 よろしくお祈いします。

【島谷部会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

今の流れの中で防災というのが、私はこの前の首里城の火災を経験しても思いました。少し前にノートルダムでの火災があつて、日本の文化財に関してもということがありまして、それぞれ通達等もあつたかと思いますが、十分にそれが機能しなかつたということで非常に残念に思いますが、これを他山の石とせず、ほかのところでもそれを緊急にやっていく必要はあるのではないかなとは思っております。そういった点で、順番はどういう形になろうとも重要だと思われる点について論議していけたらいいかなと思っております。

特段、また順次、話が出てきた段階で御発言いただきますので、急ぐようではございませんが、次にICOM京都大会につきまして、出席委員の中で認識を共有したく思っております。今回、先ほどちょっと触れました、ほとんどの博物館を見ているという栗原さんにオブザーバーとして参加していただいておりますので、栗原・日本博物館協会理事から、ICOM京都大会につきまして御報告をお願いしたいと思います。恐縮ですが、盛りだくさんだろうと思いますが、15分程度で収めていただくと有り難いです。

【栗原氏】 承知しました。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。栗原と申します。

日博協理事という立場でございますが、本業は京都国立博物館の副館長でございますが、きょうは日博協、若しくはICOM日本委員会の立場で発表させていただきたいと思つてい

ます。その前に僭越ながら一言申し上げさせていただくと、この博物館部会を文化庁が設置したということは極めて画期的なことをごさいます。従来、社会教育審議会、生涯学習審議会、さらに中教審生涯学習分科会等々、いろいろな審議会議論してきましたが、「博物館部会」という名前を付けられたのは初めてのことでございます。従来の中教審の生涯学習分科会でも、私の記憶では、高田先生が委員になって以降、たしか10年近く、博物館関係者が委員にすらなっていなかったわけです。

【高田委員】 中教審ですね。

【栗原氏】 つまり、社会教育行政の中で博物館というのはなかなか十分に議論されてこなかったという経緯を踏まえると、今回、こういった部会が設けられたのは極めて重要なことだと思っており、まずはそれを感謝申し上げたいと思っています。また、先ほどの今里次長からの御説明でも、常設的な形で、継続的な場という話がございましたけれども、やはり継続的に議論していくことが大事であって、何かあったから検討するのではなくて、常にしっかり議論していくことが大事なので、そういう意味で言うと、先ほど榎本課長から説明があったように、博物館施策として何をやっていくかという議論がまず必要であり、また一方で、少し時間を掛けて博物館制度そのものをどうしていくのかということも、時間をかけて議論していただきたい。博物館学を学んだ者なら誰でも、何で博物館法は長らく形骸化が叫ばれていながら、いまだに改善されないのか、なぜ国立博物館が登録にならないのか、など積年の思いが長年の課題となっておりますので、それらが一朝一夕に改正できるものではないと思いますが、この場においてしっかり議論していただければ大変有り難いと考えているところでございます。

ICOMの話に移りたいと思いますけれども、一応、資料5を御覧いただければと思います。全てではありませんが、ICOM 京都大会の成果と課題ということで、少しまとめさせていただきました。簡単に紹介いたしますと、ICOM 大会というのは3年に1回、開かれる会議でございまして、ICOMの下には30、今は32の国際委員会が毎年、世界中の各地で年次会合を開いています。それらが3年に1回、一堂に会して会議をする。それがICOM大会であります。日本は1951年にICOM 日本委員会を発足させまして、正にそれは博物館法が制定された年なのですけれども、それ以降、毎回参加はしているのですが、なかなか日本での開催に至りませんでした。ところが、2004年ソウル、2010年上海に先を越されて、ようやく今年になって日本での開催が実現したということでございます。

京都国立博物館の佐々木館長が組織委員会委員長となって準備を進めてまいりまして、

結論から言うと、120の国と地域から約4,600人の参加者があり、過去最多の参加者という成果を収めることができました。また、うれしいことに、日本からも、これまで前回のミラノ大会の124人参加というのが最高だったのですが、それを大きく上回る1,866人という、日本で開催したから当たり前とは言えるというのですけれども、非常に多くの方が参加されました。これをきっかけに、博物館のことを国際的な視野で考える方々が増えたという意味では、極めて大きな成果があったのではないかと考えております。

では、そこで何が議論されたかということ、2ページ以降にポイントだけまとめております。一つは、日本には博物館法があって「博物館」の定義をしておりますが、実際にはそういった法律がない国の方が多いわけございまして、それら国は、ICOM規約で定める「Museum」の定義が国際的なスタンダードになっております。これも大体、10年置きぐらいに改正してきておるのですが、今回それを抜本的に見直そうということで、前回のミラノ大会からMDPPという委員会を作って議論してまいりました。それで、できればICOM大会で規約の改正をしようということで意気込んでいたわけなのですが、結論から言うと、採決には至らなかったということでございます。

4ページ目に、今回、ICOMから提案されました、Museumの定義案を付けてございます。前回のものを付けた方が分かりやすかったと思うのですが、従来、10年置きといっても、大体、マイナーチェンジだったのですが、今回は大きく見直すような定義案が提示されました。簡単に言うと、仮訳を一応、付けておりますが、二つ目のパラグラフが従来型の、博物館とは、これこれこういうものであるというのが定義になっておりますが、今回は第1パラグラフで、博物館について、やや理念的な内容も含めた形の定義案が提示されました。しかもそれがICOM京都大会の6週間前に提示されたということもあって、なかなか十分に議論する時間が足りない。反対というよりは、もっと議論をするべきだということで、この臨時総会の場合でも相当紛糾いたしました。最終的にはもうちょっと時間を掛けて議論しようということで、早ければ来年6月にパリで総会が開かれるのですが、そこにおいて再度議論しようということになっております。ですから、ICOMの考えとしては、Museumというのは、単なる資料を収集・展示・保管する場ではなくて、正に民主化を促すとか、包摂的な活動を行うとか、いろいろな役割を果たすべきで、博物館によって社会変革を促すべきなのだというような視点が入ってきております。これが変われば、恐らく世界中の博物館が大きな影響を受けてくる。それは当然、日本も例外ではないということになりますので、ICOM規約の改正がなされれば、それを踏まえて、日本の博物館法、特

に博物館の定義をどうするのかという議論もしていく必要があるのではないかと考えております。いずれ時間を掛けて、この場でじっくり議論できれば有り難いと考えております。

2 ページ目に戻りまして、毎回、ICOM 大会では決議文というものがまとめられるのですけれども、今回は ICOM 日本委員会から二つほど決議案を提案いたしまして、その二つとも採択されたところでございます。内容的には 5 ページを御覧いただければと思いますけれども、一つはアジア地域の ICOM コミュニティへの融合。ちょっとこれは英語を基に作って日本語にしているので、若干分かりにくい表現になっているところもありますが、簡単に言うと、ICOM というのはどうしても欧米主体で議論が行われてきましたが、これからはもっとアジアの視点で、アジアにフォーカスした形での議論をするべきではないかということをご提案しています。分かりやすく言うと、例えば東京国立博物館、京都国立博物館は、日本美術が専門の博物館なのですが、ICOM の場で日本美術を議論しようとしても、なかなか議論の場がない。どうしてもやっぱりヨーロッパ・アメリカ中心の議論になってしまうので、むしろそういった議論を ICOM の場でしていこうではないかということをご打ち出したということでございます。今回、プレナリー・セッション（全体会合）の中で、アジア美術に関して議論いたしましたが、それも一つのきっかけとして、今後、各国際委員会において、もうちょっとアジア目線で、アジアを視点に置いた議論をしてもらうような形での提言をしております。

それからもう一つは、今回の ICOM 京都大会は、「Museums as Cultural Hub」、すなわち、「文化をつなぐミュージアム」が全体のテーマだったわけなのですけれども、Cultural Hub という考え方は、Museum がもっと様々な、時間を超えて世紀を超えて、更には国や地域を超えて交流する場にならなければいけないという概念を打ち出しております。それは京都大会だけで終わるものではなくて、今後の ICOM 活動の中でもその理念を徹底する必要があるのではないかと打ち出しております。これも採択されましたので、日本が提案したこの考え方を、今後少なくとも 3 年は ICOM の中で議論していくことになるだろうと考えております。

2 ページ目に戻りまして、5 番目は先ほど申し上げたとおり、アジアとしての議論をこれからやっっていこうということです。

それから 6 番目でございますが、島谷部会長から話がありましたとおり、防災について、これまで Standing Committee という、会長が指名する方々によって構成される委員会があり、ICOM がいろいろな声明を出したり、内部で検討する場はあったのですが、一般の会

員がその議論に加わることはできなかったのです。それで、一般の会員も参加できる形での国際委員会に改組しようという準備を進めてまいりまして、今回それが認められました。略称は今までと同じ DRMC なのですが、Disaster Risk Management Committee から Disaster Resilient Museums Committee に変更し、レジリエントという言葉を使うことによって、より博物館防災、防災だけではなく減災も含めた形での議論をしていこうということで発足いたしました。御案内のとおり、日本ではこれだけ多くの災害が起こっておりますし、またこれまで国連防災世界会議、世界津波博物館会議等々、様々な防災に関する国際会議を開いてきておりますので、日本からも是非この議論に寄与していくことが必要だろうと考えているところでございます。

それから3ページ目に参りまして、7番目にあります ICOM 大会初のマンガ・セッションも開催しました。これも、マンガ、アニメ、ゲームというのも日本の誇るべき文化となってきたわけなのですが、従来、ICOM の中ではなかなか議論がなされてこなかった分野です。実は世界中に、マンガあるいはアニメに関する博物館ができてきておりますので、ICOM 京都大会でマンガに関するセッションを行うことによって、ICOM の場でもマンガというものを議論していくきっかけになればいいと考えております。これもこれから日本主導で様々な働き掛けができるのではないかと考えております。

それから8番目ですが、ICOM が一昨年ぐらいから OECD と連携しまして、「博物館と地域発展」というテーマの議論を始めております。従来、ヨーロッパのみで議論してきたのですが、今回、アジアで初めて ICOM 京都大会の場でこれを議論したということで、京都市長も登壇いたしました。これはもう本当に、博物館が地域発展に貢献するという観点から考えると、観光だけではなくて、教育であるとか、技術革新であるとか、あるいは都市再生とコミュニティ開発であるとか、社会的包摂であるとか、あるいは健康・幸福であるとか、こういったことも含めた形での貢献ができるのではないかと、非常に興味深い議論がなされているわけです。しかしながら、この考え方で日本博物館界で議論できるかということ、かなり難しく、もっと幅広い分野の方々を巻き込んでやっけていかないと、この議論は発展していかないと考えております。恐らくこれから ICOM の中でこうした議論が進んでいく中で、日本としてもこの議論に加わって、より博物館の在り方、役割、貢献といったものを議論していくことも重要だろうと考えております。

9番目は、ICOM の旗を西陣織で作って寄贈したということでもあります。

それから10番目ですけれども、今、32 の国際委員会ができてきているわけですが、従来、

日本からボードメンバーに選出されたのは、4, 5人程度に過ぎませんでした ICOM 京都大会に向けてちょっと頑張りました、前回、ミラノ大会で 12 人に増えたわけなのですけれども、今回また京都大会の場で改選がなされまして、何と、最多の 14 人がボードメンバーに選ばれました。ボードメンバーになったということは、それだけ日本のイニシアチブで発言権が行使できるということですので、彼らを中心に、各国際委員会で日本からどんどん発信していくことが期待されるわけですので。ボードメンバーをこれからもどんどん増やしていく必要があるだろうと考えております。ただ、肝心の ICOM の役員、Executive Board (いわゆる理事会) は、1989 年に鶴田総一郎先生が理事を退任されて以降、日本から出ておりません。この 30 年以上の間、日本から役員を出していないという状態が続いております。て、実は今、アン・ライシュンという中国の方が副会長なのですが、次回、3 年後、プラハ大会では彼も人気満了になります。やはり今後もアジアからもっと選出されるべきではないかというのは、日中韓共通の思いでございますので、日本も負けじとこれからどんどんボードメンバーあるいは執行役員を出していくことによって、日本からの発信、発言力の強化というものを進めていく必要があるだろうと考えております。

大会の様子は写真を御覧いただければと思いますが、最後に僭越ながら、ざっと今後の課題というものを書かせていただきました。時間がないので簡単に申し上げますと、まず一つ目は、こういった国際的な、せつかく ICOM 京都大会という会議を開いたので、これを無視した博物館政策というのはあり得ないと個人的には考えております。この議論を踏まえて、日本でも博物館政策を考えていく必要があるだろうと思います。私も結構、欧米における会議に参加してきているのですが、やはりキーワードとしては、サステイナビリティ、ダイバーシティ、ソーシャルインクルージョン、あるいはウエル・ビーイング。こういった単語があちこちで聞かれています。そういった議論なくして博物館の議論はあり得ないぐらいの形での議論がなされておりますので、従来の単なる社会教育施設、文化施設というふうに、箱にとどまらない社会的な課題を解決する資源としての、場としての博物館であるべきだろうというのが国際的な動向だと思いますので、そういった観点からの議論が必要だろうと思います。

それから、2015 年にユネスコが、博物館に関する勧告というものをしております。これもちょっと時間があれば、今後しっかりこの場で議論できればと思っておりますが、この勧告の中では、資料の保存・調査というものが博物館の主要機能であるということも、従来以上にコミュニケーションあるいは教育が重要な機能であるということも

提言しております。更に言うと、ICOMでもソウル大会で「無形遺産と博物館」というテーマで議論しておりますけれども、いわゆる美術工芸品あるいは自然資料にとどまらずに、無形文化遺産、文化的景観、あるいは文化的表現といったものを、幅広く博物館政策の対象として捉えていって、社会を変革していく場とならなければいけないだろうというのが、ICOMの全体の意向としてありますので、そういった観点からの検討が必要だろうと考えております。

それから2番目は、先ほど申し上げたとおりでございまして、ICOMのMuseumの定義の見直しを踏まえて、日本の博物館法をどうするべきなのか。これはもう、様々な課題がありますが、論点としては平成20年の法改正の際にはほぼ整理されていますが、その後、10年の間でまた新たな課題もできておりますので、それも踏まえた議論を、拙速にならずに論点を絞ってじっくり議論していく必要があるかと思っております。

それから3番目は、先ほど述べたとおり、博物館人材が、ようやくICOM大会を機に育ってきたわけでございます。ICOM日本委員会は、今は500人を超えた方々が会員になっておりますが、ほおっておくと減ってきますので、これをいかにキープしていくかが重要だと思っております。ただ、今回、日本から100人以上が発表しているのですが、実は大学の先生等々、会員でない方も結構たくさん発表されています。ですから、別にICOM会員である必要はないのであって、国際的に活躍できる、主張できる博物館人材を、これからどんどん育成していく必要があるだろうと思っております。

余計なことを言うと、国立博物館も政府の支援で、最近、アソシエイトフェローという形で多言語対応の外国人の職員がどんどん増えてきているわけなのですが、率直に言うと、まだまだ通訳・翻訳にとどまっているというところがありますので、それらの多様な人材を活用しながら、むしろ多文化理解を促進できるような形で人を育てていく必要があると思っております。島谷館長のところなどで、特にアジアとの交流という観点から、様々なアジア諸国の博物館と国際交流を行い、学術協定も結んでおりますけれども、単なる展覧会交流にとどまらない学術交流を進めていくことによって、より多文化理解を促進するというようなことが期待されますので、そういったことを、国立館だけでなく、各地域や私立の博物館でも推進していくような体制を作ることが必要だろうと考えております。

次のページに参りまして、ICOM京都大会にたくさん日本人が参加したのは、日本でやったから当たり前なのですが、次回、3年後のプラハ大会でどれだけの人が参加するかということを考えますと、なかなか海外での参加については予算的な制約が出てまいります。

この ICOM 京都大会で盛り上がった議論をこれからも進めていくためには、やはり国からもうちょっと海外派遣等々の予算を拡充していただいて、博物館員がより海外の国際会議で発表できるような場をしっかりと確保する必要があるだろうと考えております。

一方で、中国でも韓国でもそうなのですが、1回、ICOM 大会をやると、また日本で開催してほしいという要請が増えると思いますので、これはもう今後は京都だけではなくて、東京・大阪を含めて日本各地で国際会議を開いていくことが必要かと思っています。その点、今、各都市で MICE 戦略という形で国際会議を誘致しようという動きがございますので、そうした動きも活用しながら国際会議を開催することが重要かと思っています。今回、ICOM 京都大会でもいろいろな反省点がありましたが、英語力が足りないとか、ジェンダーバランスで日本は男ばかりではないかとか、いろいろな指摘もいただきましたので、それらも改善しながら国際会議を開いていく必要があるだろうと思います。

そういったことを踏まえると、学芸員養成課程というものも、国際的な視野を踏まえた人材を養成していくという観点から、いずれまた見直しをしていく必要があるだろうと思っていますし、前から言われているとおり、学部レベルの学芸員ではなくて、修士以上のレベルの高度学芸員養成といったものを今後考えていく必要があるだろうと考えております。

5 番目は内部的な話ですが、ICOM 京都大会では、準備室という形で体制の充実を図りましたが、来年度にはまたもとの ICOM 日本委員会、日本博物館協会に戻りますので、これまでの蓄積をどう活用していくのかということをしっかり考えていく必要があると思います。ICOM 日本委員会、日博協ともに、文化庁と緊密な連携を図る必要があると考えております。

それから博物館協会のほかにも、日本動物園水族館協会、日本植物園協会、その他もろもろの関係学協会がありますので、それらと連携していくことも重要だと思っていますし、また今回、従来、文科省の社会教育課の中で、図書館振興と博物館振興を一緒にやってきて、今回、ある意味図書館と切り離されてしまったわけなのですが、知識蓄積型の施設という観点から言うと博物館と図書館は極めて似通ったところがありますので、むしろ博物館、図書館、さらには役所が違いますが公文書館、さらにはフィルムアーカイブ等々を含めた連携ということも重要だろうと考えておりますし、それは防災という観点からも必要なことだろうと考えております。そういった幅広い観点からの議論がなされることを期待したいと思います。

最後に参考ですが、ICOM 京都大会の成果でございますが、来年の 1 月・2 月にワークショップとシンポジウムを開催する予定でございます。さらに、ICOM 京都大会以降、何を目標に据えていくかということなのですが、2021 年が博物館法制 70 周年、併せて ICOM 日本委員会創立 70 周年でございます。2022 年が東博の 150 周年、この年に ICOM プラハ大会が開催されます。2025 年には大阪・関西万博があつて、この年にまた ICOM 大会が開催されます。また、2028 年には日博協 100 周年という大きな行事がございます、この年にまた同じく ICOM 大会がありまして、大きな日本国内のポイントが、ちょうど ICOM 大会の開催年度に重なっております。3 年置きにそれぞれの目標を目指しながら、国内の博物館振興というものを図っていくことも重要だろうと考えておりますので、一応、そういう観点から継続的に博物館というものを考えた政策を打っていただきたいというのが私の希望でございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。非常に手短かに時間を守っていただいて、ありがとうございます。お聞きいただきましたように、ICOM 京都大会は非常に有意義で盛況裏に進めることができました。ただ、ICOM の大会に出られた博物館・美術館ばかりではないというところを、やっぱり考えていかなければいけないので、取りこぼしのないように博物館施策が進行するためにはどうしたらいいかという観点も、忘れることはできないかなと思っております。ただ、そういったものは、継続的な場として今後検討する場として、この博物館部会などが有効に活用できればいいのではないかなとも思っております。博物館、体力があるところ、ないところで、それぞれがハブ機能を持ちながら、地域と密着してやっていくという、博物館だけの問題ではないというようなことも、今、指摘の中にあつたかと思えます。

今の栗原さんからの発表・説明につきまして御質問等ございましたら、遠慮なくお願いいたします。ある程度の委員の方は、部分的にでも京都大会に参加してくださった人がいらっしゃるようですけれども、それ以外の方で、このところはよく分からないとか、遠慮なくお話いただければと思います。栗原委員で、日本から 1,866 人の参加があつたということは本当に史上最高で、これ以上を目指すのは次の日本大会以外はないと思いますが、これを継続するためにはどうしたらいいかなどという課題が日本には物すごく残っております。世界に出ない限りは ICOM は必要ないのかというわけではないのだけれども、そういうふうには誤解している人が非常に多い。そのためには、ICOM の会員になると、日

本でもこんなに得だよ、便利だよというようなものが、お互いもう少し工夫していく必要があるというのが、ICOMの前でも後でも私の感想ではあるのですが、ほかの委員からも質問がございましたら。では半田さん。

【半田委員】 今、栗原さんから御説明があったのが、大体、今回の京都大会の成果と課題というところでの、全てほとんど要素が入っていると思うのですが、今後の検討の中でも、ICOM コミュニティーというのが日本の国内の博物館議論と切り離された別枠で取り扱われていくという危惧を私はちょっと感じていて、日本でICOM大会をやるというきっかけになって、準備を始めたのは2012年だったのですが、その後、特にこの三、四年、ミラノ大会が終わって以降、栗原さんと手分けをしながら、学会、日本の博物館関連団体、組織、館種別の組織も含めて、できるだけ多くの場に出向いて行って、ICOM大会をやりますと。それで、皆さんの御協力を得たいという営業活動をやってまいったわけですが、やっぱり3年前の感触というのは、ICOMというのは何？ というのが一義的なレスポンスで、ICOMというのはこういうコミュニティーで、博物館の関係者にとっては非常に、こういう重要性のあるコミュニティーなので、是非参画していただきたいというお話をした後の状況というのは、ICOM そのものはある程度理解したと。しかし、自分が業務あるいは仕事をしている日常近辺の博物館の課題とICOMが結び付かないと。そんなことをやっている暇はないという話に移行していったように感じています。

その中で、最後は、生きている間にまた日本でやる機会はないだろうから、物見遊山でもいいから京都に来てくれませんかという願いもしましたけれども、ただ、とはいえ、やはり、ICOMのコミュニティー内で行われているプレナリーでのセッションの議論もそうですし、個別国際委員会での議論もそうなのですが、小さな日本の地域の博物館が抱えている日常的課題というのは、全部そこに集約されているんです。だから、地域の課題というのは、地域の中で解決する。あるいは国を含めて、国の行政の中で対応していただくというレベルでは、なかなか解決できない部分が壁としてあるところを、ハードルを超えて壁を破っていくためには、やっぱり国際的なコミュニティーに入っていくというのが、もう本当に不可欠な時代に来ていて、ともすると日本の博物館関係者が、国内の中で自分たちの博物館問題に対する課題を述べて、それに対して国も含めた解決策を見いだそうとすると、やはり日本的な風土というか、行政的なしきたりであるとかといったところで、ある程度、抑制された形の結論に導かれるというケースが、今までもあったと思うし、それが逆に日本のいいところでもあるし欠点でもあるところを、その欠点を払拭する

ためには、やはり日本の人たちが普通に、ICOM というコミュニティーも博物館関係者の中では共有すべきコミュニティーだという意識をもっと広めていかないといけないというところに、京都大会が終わった以降の私たち入るのだらうと思うんです。やっぱり、法律もそうだし、制度的なところもそうなのですが、国内事情というものは事情としてきちんと位置づけながら、その国内的な事情というのは国際的にどういう位置づけにあるのか。国際的に見たときに、その日本的な事情がどう見られているのかということのを常に意識して、やっぱり本当に自分たちの日常の課題あるいは国の課題というものも考えていかななくてはいけないのかなというのが、言ってみれば、今回の ICOM の、終わってみての非常に大きな課題でもあり希望でもあるかなと思いました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。質問ではなかったですけども。

【半田委員】 済みません。

【島谷部会長】 大きな問題点かと思えます。それで、大きな問題点は出てきたわけですけども、そこに参加できるかできないかというのは、先ほど榎本課長が発言された、やっぱり国からの援助であるとか、そういったものを十分に活用しないと、きれいごとを言ってもまず出られない。そういう能力がある人材が育っているのかどうかということもありますので、先ほど来の説明にあったように、これからの人材育成にもつながっていくのではないかなと思えます。外がこういうふうになっているから日本がこうなるべきだというのは、博物館的なものは日本にあったわけですけども、博物館が生まれてくるのは、1872 年の東博を契機にするというような形で進んでいるわけですし、欧米の制度を導入したわけですから、それがどういうふうに展開していくかというのは、非常に大きな問題かなと思えます。また個々に皆さん方に発言していただく時間は設けますので、ちょっと次に進みたいと思えます。

今後の全体的な議論に当たりまして、佐々木委員から、博物館制度に関する検討の論点について御発表をお願いしたいと思います。

【佐々木委員】 資料 6 を今回お示しさせていただきました。私は平成 20 年のときの法改正の議論に加わってまして、そのときに、理想を掲げて抜本改正を目指して議論しておりました。ただ、いろんな事情があつて、そこは至らずに、ある種、博物館関係者は挫折感を持って、この 10 年弱を過ごしてきたところがあります。それで、そのときの反省もあるわけです。正論をがんがん述べていったところで、やはり現実があります。それで、その後、博物館協会等でどう考えていくのかというのを、断続的、散発的に議論をしてき

ました。新たに考え直すとしたら、こういうことだったらできるのではないかということ
を、1枚紙にまとめたものであります。

簡単に言いますと2階建て論です。1階建ての基礎の部分が、「フェイズ1」と下に書いて
ありますが、現行の博物館法の体系をそう位置づけています。今から振り返ると、博物
館法規は、近代的な博物館なるものを、戦後日本の国内に設置する。作っていく。これを
支援した法規だったのではないかと思います。というのも戦後すぐぐらひは、日本でま
もな博物館というのは、国立、私立と、公立館などというものは、もう数えるほどしかな
かったのではないかと思うんです。浜田先生や栗原さんは詳しいとは思いますが。例
えば公立美術館といっても、当時は東京都美術館とか大阪市博でしたけれども、あと京
都市美とか、本当に数えるほどしかななくて、現在、多分、公立館は相当数あると思うので
すけれども、そういったものを70年弱掛けてどんどん生み出していった。そういう役割は
非常にあったと思われるます。登録制度についても、ここにありますように、土地・建物
と、資料と、職員、学芸員がいて、開館日数が一定数あれば、それはもう登録になるよ
ということ、最低限のものがそろっているものをミュージアムとしようというふうにして
きたわけです。学芸員も画期的で、この仕組みがあるおかげで、今、8,000人ほど学芸員が
いるということになっているわけです。だから、基礎的な基盤整備の役割はしていった
ということです。

ただ、これを抜本改正しようとする、私は勝手に「3つのカベ」と書きましたけれど
も、法体系の中でどう考えていくのかという問題。また、登録審査に関する教育委員会の
役割がどうなるかという話。そして、学芸員の資格を出す、養成するという、大学
というものが出てくるわけです。これをぱっと見ても、一個一個見るだけで、なかなか容
易ではないわけです。これが三つもあるわけです。この三つを乗り越えるのが相当難しい
と私もようやく悟りまして、そこはもう、そのままにしておいてよかろうかなと割り切っ
ているところです。2階建ての2階の部分を考えて、本当に博物館の支援ができる、支援
をすることで地域が活性化するような方策を作っていくということが急がれるのではない
か、実利的なのではないかと思う方もいらっしゃると思うんです。

2階建ての部分なのですけれども、本当にこれは勝手に書いていて、文化庁さんには迷
惑かもしれないのですけれども、こうなったらいいなというのを書いたわけなのですが、
一つの根拠法としては、文化芸術基本法があります。改正されて、私は、その中身は現在
から未来を先取りする、良い内容になっているなという感触を持っていますし、そこから

出ている文化芸術推進基本計画の中身も、先ほどの ICOM で議論しているような、国際水準に合致した、未来を見据えた内容になっているなど非常に共感を覚えています。また、文化経済戦略も出まして、やはりこういったところでの貢献というのしなければ、支援は得られないわけなんです。こちらの法体系の下に、勝手ながら博物館振興法なるものを入れていますが、新たな振興施策を打ち立てていってはどうかというのが、今回の提案というか、意見になります。

この法体系の下に支援策を作っていくということで、「助成金」、ちょっと括弧が変になっていますけれど、助成金を現場にどんどん出していくというものと、その助成金を得るために資格をしっかりと審査するという。つまり、お金をもらって貢献するためには、成果・効果を出す基礎力があるかどうかはちゃんと見ていくという仕組みにしてはどうかとたてつけてあります。

この「申請資格」のところ「地域振興施設」と書いていますが、国宝・重文の公開承認施設のようなイメージです。一定の要件を備えていて、ちゃんと実績のある学芸員がいるというようなことを条件として、そこをクリアしたものは地域振興施設として認定すると。それで、この認定されたところが、上にある助成金をもらえる資格を得るというのはどうかということを提案しています。この助成金のところは、勝手にブロック中核館と地域拠点館という名前にしていますけれども、先ほど榎本課長からありました、上は、ブロック中核館のイメージは、既に文化庁が着手している、クラスター形成事業の発展形のイメージです。下の地域拠点館は、地域と協働する博物館事業のイメージ。これを発展させていってはどうかということで、上のブロック中核館は、全国で出だしは 30 館ぐらいで、関東とか関西とか九州、四国とかいうブロックで中核館となり得るような、総合博物館ですとか県立博物館。分野もありますので、歴史、美術、科学、自然科学とありますけれども、そういったところをイメージしているものです。それで、地域拠点館は、規模を問わず、どんな小さい小規模館でも、しっかりした考えを持って地域貢献しようというところはエントリーできるというふうにたてつけてはどうかというふうにしております。

これの先行するイメージは、「参考」の囲みで書きましたが、劇場・音楽堂の機能強化の支援事業です。劇場法ができて、一連の支援施策をやっていますけれども、私はこれは文化行政の中でも非常に成功例ではないかと見ています。劇場・音楽堂の関係者の方はどう評価しているか分からないですけれども、これができたおかげで、十年、五年の間で明らかに劇場・音楽堂は変わりました。もう、ミュージアムを追い越してしまって、今、教

育普及とか人材育成とか社会包摂などということ、どんどん率先してやっているわけです。なぜやるかという、この施策の中の総合支援事業というものに、全国で16施設、選ばれるわけなのですけれども、そういうものをやらなければお金をもらえないんです。年間五、六千万出ています。私は東京都歴史文化財団の事務局におりまして、このホール・劇場、東京文化会館と東京芸術劇場というところと二つあるのですけれども、もう5年の間でミュージアムの意識を追い越してしまっていて、社会包摂の専門の職員を雇うとか、教育普及をどんどんやって、アウトリーチを展開していくというところで、変化していくのを目の当たりにするわけです。そういう取組が必要であれば、やはり人員要求、予算要求もしていったら、それなりのスタッフを確保しているという実績もあるわけです。

なので、これをモデルに、これと似たようなこととして充実させていけないかということです。これは30館とか300館とか入れていますけれども、劇場・ホールというのは全国で1,900館ぐらいだそうです。それで、ミュージアムが、先ほど出ましたように5,700館ぐらいなので、ちょうど3倍なのです。なので、今、総合支援事業が21億円ぐらい付いていますが、もう、業界人の勝手な言い分ですけれども、ミュージアムに3倍来てもおかしくないわけです。60億円出してもおかしくないと思うんです。勝手な言い分ですけれども、それぐらいを目指してもいいのではないのかなと考えているところです。

それで、下のところを若干だけ補足しますけれども、ではどういった施設が認定されるんだというイメージなのですけれども、一つは一定の基準に達しているということで、どういう基準かという、参考に日博協の基礎的共通基準案というのが書いてあります。中身の御紹介は省きますけれども、ここ何年か、この10年ですね、博物館法改正の流れで、細々とではあるのですけれども、本当の必要な、今の登録基準よりも実効性のある基準は何かというのを、日博協の調査研究委員会で検討していったら、大体これだったらいけるだろうというのが、既に報告書として出ています。そのネタ元になっているのは、イギリスの基準認定の事業です。ミニマムスタンダードを作って、博物館の基礎力をアップさせて、その資格を得た施設が、イギリスの宝くじ基金、ロタリーの助成金を受けられるというスキームがあって、それが非常に博物館の底上げに役立ったということが知られています。そういった先行事例もあるということです。

下の「認定学芸員」というのも、勝手に仮称で言っていますけれども、認定学芸員の雇用を条件にするということで、これも周りを見渡せば、先ほど栗原さんからありましたが、図書館とか文書館とかの世界でも、似たような議論をしているわけです。それで、今、検

討中の国立公文書館は、認証アーキビストの資格付与というのですか、認証について議論されていると。あとは学協会での取組ですけれども、アーカイブズ学会とか図書館協会にも認定・登録の施策・取組があるということです。要は荒唐無稽ではなくて、それぞれもう稼働している仕組みや取組というのを参考にしながら、より現実的なものとして制度設計できればなというところですよ。

最後に、これは何のためにやるかというところ、「効果」のところを書きました。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等への貢献ができるような支援策を打ち立てていくということを目指してやれないかというのが、今回の御提案というのでしょうか、自分なりの見取図として描いたものでございます。

お時間を頂きましたけれども、以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、佐々木さんより説明していただいた意見につきまして、佐々木さんの言葉をかりれば勝手な言い分が随分たくさんありましたけれども、こういうことが補填されていくなり、考え方が現実化していけば、求められる活性化が図れるというのは間違いないことかなと思いますが、これで不備な点、ここは違うよという点は幾らもあるかと思いますが、そういった点を含めて御意見を頂けたら有り難いと思います。

【逢坂委員】 分かりやすく整理していただきまして、ありがとうございます。確かに東京芸術劇場は、劇場法ができて、その後、飛躍的に良くなったといえますか、存在感を示すようになったと思うんです。ですが、パフォーマンスアートや芝居という、音楽活動もそうなのですが、劇場を中心にした活動と、どうしても私は美術館なので美術館の方なのですが、美術館との全く大きな違いというのは、美術館は物があって、それを保存して、いい状態で未来につなげていかなければいけないということなんです。それはいろいろな意味で活用の仕方もあるのですけれども、いい形で将来につなげていくためには、どうしても研究とか調査とか、すぐ何かに有効に活用できないものというのは、すごく背後にあるわけです。ですけれども、そこをきちんとすることによって、個人から寄贈されたものを全部含めまして、パブリックな資産になっていき、国を代表する文化の核というものを作っていけるわけなので、そこをちょっと、人の動きだけのことを考えてしまうと、どうしても美術館・博物館というのは、見えないところで、水面下での役割というのが非常に強いと思いますので、そこはきちんと認識して制度設計しなくてはいけないなと思います。

それから、認定学芸員という言葉が使われていますけれども、学芸員といっても、学芸員資格を得たからすぐ学芸員になれるわけではなくて、それはどの世界の方も同じだと思うんです。なので、やっぱり現場での実質的な体験をどこまで積み重ねていくことができるかというところで、国際性を付けていくということも、これからは意識的にやらなくてはいけないと思いますし、個々の美術館・博物館の、大きなものから小さなものまで多岐にわたっていますので、余り、何というのでしょうか、細かい規定ではなくて、本当に根本的に必要なものをきちっと制定して、あとは各施設で運用できる、運用の幅をある程度寛容にしていくというのでしょうか、自由を担保していくというのは、生き生きとした活動を実現するために必要だと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございます。私が長くいた東京国立博物館の例で言えば、教育普及であるとか、外への広報活動をするために、限られた研究員の数を割いて、もともとは美術史・考古学の研究員が主体であったものを、事務系を割くことが難しいという観点の下で、当時の上司が研究員を 15 名ぐらい割きまして、そういうポストに就けました。つまり、55 でやっていた仕事、保存・管理・研究という仕事を、40 でやらなければいけなくなったということで、どうしてもそこが薄くなり、忙しくなってきたというのが現状で、最近、法人なり文化財活用センターが出来という形で、人員が増えてきたので、このところはだいぶ、緩和されてきているというところがあるかと思います。だから、調査研究をする時間が十二分にあった状況から、今の 50 代、40 代の人を中心に、本当に博物館が忙しいところであるという、それまで余り注目されていなかったのが注目されて、そうやってきたというところがありますので、佐々木さんのこの説明の部分で言うと、調査研究の部分がちょっと抜けているということはあるかと思いますが、劇場法等と一緒ににはできない部分があるかと思いますが、博物館に求められているというのは、観光、それから人の流れであるとか、いろんな要素が今、加わっておりますが、その根底にあるのは物であるということ、やっぱり忘れてはいけないかなとは強く思います。

それで、余りこれが推進されると、アーカイブの方でもそうなのですが、アーカイブが充実すれば博物館は要らないのではないかと、デジタルミュージアムでいいのではないかなどというところに行き着くかと思うのですが、実際、時空を超えて本物を見る機会、その楽しみを持っている人はアーカイブからスタートしてもいいのですけれども、アーカイブを許容してもいいのですけど、アーカイブしか見ていない、仮想現実のところしか見ていない人にとっては、もう行く必要がないみたいな形になりますので、物を見る、物を実

感するという含めて考えていくということも必要なかなとは思っております。

栗原さん、それから佐々木さんの意見を踏まえまして、加えて榎本課長の説明を含めて、ここからは各委員から御意見を頂戴したいなと思いますので、どの分野からの発言であっても構いませんので、あと 35 分ぐらい、各委員から御意見を頂戴したいと思っています。栗原さん。

【栗原氏】 すみません。オブザーバーで発言して恐縮ですが、佐々木委員からの提案は、現状の博物館法は捨て置いて、新しい法律を作ろうというご提案でしょうか。博物館法というのは社会教育法体系にあるわけなのですけれども、それをいじくと面倒くさいから、あえて文化芸術基本法体系の中で新しい法律を作ろうということでしょうか。これは頭の体操になりますけれども、極めて思い切った考え方であって、いきなり新しい法律をとるよりは、まず現状の博物館法をどうすべきかという、正に佐々木委員が「3 つのカベ」というものを議論した末に、やはり新しい法律を作った方がいいのではないかという形で持っていくべきかなと思っています。これはこれでうまくまとめていただきましたけれども、まずは「3 つのカベ」についてこの場で議論していく方が大事かなと思いつつも、佐々木委員が提案しているようなことも思い描きながら議論を進めていくということも重要かなと思っています。そんな理解でよろしいでしょうか。

【佐々木委員】 ト라우マが強かったからか、挫折感が強過ぎて、もういいんじゃない？みたいな。

【栗原氏】 ただ、10 年前の議論では、地教行法を改正して教育委員会ではなくて首長部局でも登録博物館になれるようにしようとしたのですが、結局、地教行法改正はできなかったという大きな壁があったのですが、それは昨年改正されてしまっていますので 10 年前とは大前提が変わってきています。そう考えると、もう一回、現在の博物館法の改正について再チャレンジしてみてもいいのかなとは思ってはいますが。

【佐々木委員】 真意はそこにあるんですけど、そっちが真っ当だと思っています。

【小林委員】 では、いいですか。

【島谷部会長】 お願いいたします。

【小林委員】 私は、佐々木さんの案は基本的なことを踏まえていいなと、個人的には思いました。それから、幾つか逢坂さんや島谷会長からの御指摘も、そうなんですよねと思いつつ、つまり、例えば調査研究が博物館にとって大事なものは当たり前ですよね。そのことは多分、佐々木さんも分かっている、そんなことはわざわざ書かないだけな感じ

なのだと思うんです。

それからもう一つ、ごめんなさい、劇場・音楽堂等というのも、私はどっちかというところ、そちらの方が、何というか、関心があるというか、もともと関わってきたようなところもあるので、本当は調査研究が大事だと思っているけれども、入れられない部分があるのだと思うんです。そもそも博物館法が最初から学芸員みたいなものを想定してくれていたから、うまく調査研究が入れられているけれども、劇場・音楽堂を運営していくのでも、調査研究というのは必ず必要なんです。なのだけれども、そういう資格がないから、どうするのかという問題があったかと思います。一応、その部分を言った上で、私も前の、何でしたっけ、法改正ではなくて前のときの委員会の委員で、そんなに中心メンバーではなかったですけども、挫折感がやっぱり大きかったなとは思ってまして、あの後、私も「博物館法改正について」という論文を書いたりもしました。ただ、本日の栗原さんが生き生きと ICOM の御発言をしている姿を見て、もう一回やり直せるのかもしれないというような、すごい期待感を実は持ちました。それで、確かにいろんな、もう一度確認しないといけないことなどあるのかなと思うのですけれども、私個人は、前のときからも思っていたのですけれども、やっぱり博物館を振興するための何か事業は必要だとは思っていて、その事業を考えていく上で、2 番目のフェーズは基本を押さえているのではないかと思ったということです。仕組みとしてなのですけど、認定制度みたいなものを作って、そこに事業費を落としていけるような仕組みを作ることなのだと思うんです。それで、そのためのいろんな条件というのは、これから詰めていけばいいと思いますので、個人的にはいいと思いました。それから、博物館法の改正も、先ほどもありましたけれども、時代も状況も変わってきているから、積極的にやっぱり行って、未来に向けて新しい仕組みの土台を支える形のものにできるのではないかなと個人的には思いました。

以上です。意見です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

【川端委員】 いいですか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【川端委員】 地方の博物館の方で言うと、どうしても人あるいは施設に関して、今、財政的に厳しいというところはあると思うんです。それで、そこがないと、幾ら事業の予算あるいは助成金があっても、手を挙げることもできないという。日常の仕事を回すので精いっぱいになっている。そうすると、あるべき姿というのが見えなくなってしまうので

はないかなというところがあるんです。そういう意味で言うと、事業への助成というのもいいのですけれども、昔、以前にあったような施設であったり、あるいは教員などに対する国費の補助みたいな人件費の部分というのも、やっぱりもう一度入ってこないかというか、地方が割と充実したからなくなったという面はあるかもしれないのですけど、今、もう一度、またやっぱり地方というのが疲弊しているところを見詰めていかないと駄目なのかなというのが1点。

あと、博物館法という法律があって、博物館を地方で設置して学芸員を雇用しているのですけれども、例えば調査研究に関しても、きちんと現状に即した言葉にしていけないと、なかなかできないというか、これは特に私たち自然史系で思っている。「資料を調査研究し」となっていると、既存の資料しか調査してはいけないというふうに、首長あるいは当局から言われることがあるんです。それで、現象であったり、今、資料としてないものを調査して、それを資料にしていくのですけれども、そういうのがなかなかない。それで、大阪市の場合、地方独立行政法人を立ち上げましたけれども、その定款の中の、やはり最初は「博物館の資料を調査し研究し」だったのを、「資料、現象その他」みたいな形で、かなり膨らませてもらったんです。それは別に大阪市がそういうのを調査研究してはいけないと言っているわけではないのですけれども、やはりそういうものが根拠になる。それで、それこそ私立あるいは町村立だと、もうその範囲、行政区域しか駄目というのもありますけれども、そこはなかなかしんどいかもしれないのですけれども、せめてそういう範囲というのを法律として担保しておいてあげるというのは、そこで頑張っている学芸員などにとって、要するに力になってくることになるのではないかな。そういう意味では、やっぱりフェーズ1の部分というのも、今風に、現在風にやっぱり変えていかなければいけない。基本はやっぱり1951年、制定された当時のままだと思うので、その辺はあるのかなと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今の発言の中でやっぱり一番大きいのは、地方の実情を踏まえた上での博物館施策でないといけないなというのを強く思いました。というのは、人・施設が大切だというのはそのとおりでして、事業の方にも手を出したいんだけど、体力的に回らないというのが現状で、文化庁さんを始め、いろんなところがいろんな助成金を用意しても、それに応募するだけの体力がないという。それで、応募するにも、自分のところのある程度のお金がないと助成金はもらえないので、この根幹がなければ、その前の人・施設でいっぱいいっぱいの人が手を挙げようもないわけなので、よく

東博にいるときも話をしていましたけれども、予算だけ付けてくれても人が付いていないと動かないんだという。だから、人的なものを担保できるような補助金の仕組みも、当然、文化庁で考えてくださっていると思うのですけれども、それがないと動かないなというのは、強く今、感じた次第です。では半田さん。

【半田委員】 済みません。私は栗原さんと同じことを、佐々木さんに、願ってついでにというところでお聞きしようかなと思っていたところなのですけれども、一つ、私は文化芸術推進基本計画のお手伝いをさせていただく中で発言させていただいたのは、川端さんもおっしゃいましたが、やっぱり補助というのが事業に付いてくるので、それが、まして推進基本計画の担い手というのは基礎自治体になっているんです。国が指針で、都道府県が大綱で、計画を作るのは基礎自治体だというたてつけになっていて、そのたてつけ自体は間違った方向ではないとは私は思っているのですけど、しかしながら、担い手の中心になる基礎自治体にそれだけの体力があるのかということ、そこに非常に大きな温度差があります。だから、そのインフラをきちっと手当てしていかないと、今の話のように、事業にお金を付けても担い手がいなかったか、計画を作ったけれど回す人がいないとか、計画すら作れないという自治体が、やっぱり見捨てられていくという構図になる危険が非常に多いという前提があると思うんです。

そうした中で、佐々木さんのこの資料の中に、人材の育成というのが、どこかできちんと担保されていかなくてはいけないということが1点あるのと、もう一つ、「抜本改正3つのカベ」という中で、入らないかもしれないけれど、税の制度、税制というのも、やっぱり今、民間所有の文化財が、私立も含めて公立博物館に流れていくときに、寄附とか寄贈に対する税制の猶予みたいなものがもうちょっとはっきりと道筋が示されていないと、コレクションの充実というところになかなかハードルが高いのではないかなと思ったのが1点と、それからもう一つは、やっぱりフェーズ1はきちっと、手続法であれ、ミニマムな基準をきちっと規定するという意味では、やっぱり資料とか職員とか土地・建物を含めて、私の頭の中にあるのはやっぱり48基準がどうしても抜けないんだけど、この規模の博物館であれば何人、学芸員が必要だという、数的基準みたいなものも入れるかどうかということもテーブルに上げていかないといけないのかなと思っていて、やっぱり今、フェーズ2の中では、お金が投資できるのは、国としても事業系というのは結構たやすいけど、インフラ部分の人件費というのはなかなかハードルが高いと思うんです。だから、その辺のフェーズ1とフェーズ2の、欠かしてはいけない基本要素をどっちに振り分けなが

ら、車の両輪として動かしていくかという方向性を探っていくという上では、フェーズ 1 の今日的制度というのは非常に重要なと思った次第です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【高田委員】

私が博物館の機能の中で一番専門的にやってきたのは博物館教育なのですが、博物館教育について最近、幾つかのミュージアムに尋ねたりホームページを拝見しても、博物館の教育活動がイベント扱いになっていることから、教育イベントと呼んでしまっているのです。私は教育はイベントではないと思っております。

博物館教育とは、教育を受ける相手が何か課題があるとか、その人たちが身に付けたい力や、学習目的、ねらいがあって、それらを達成するためにやっているわけですから、イベントでこなして数をこなせばいいというものではないと思うのです。このため、これらの視点から見ると、先ほどの説明を少し否定するような意見で申し訳ないですが、劇場・音楽型になっていくと、数をこなして、そのときのぎわいがあって、楽しかったらいいというふうになってしまいがちではないかなと危惧が正直あって、教育するのであれば…。

【佐々木委員】 本当の教育というのはそうではないですね。

【高田委員】 いや、博物館教育は、どっちかというと、今、見ていくと、イベントというふうに位置づけられる傾向があるので、もうちょっと、イベントではないと。博物館が提供する教育は、やっぱりプログラムであり教材であるんだと。それで、我々はそういう知的な学びを提供しているんだという視点で、イベントに位置づけられてほしくないなという思いがあって、博物館教育の面ではそういうふうに見てほしいという思いがあります。

【島谷部会長】 今、高田委員から意見がありましたけれども、学芸員資格を出す立場の大学の方の意見として、浜田委員、お願いします。

【浜田部会長代理】 ちょっと話が散漫になるかもしれませんがお許してください。私は今、神奈川県のアムス川郷土資料館の運営委員をやっておりまして、先週の火曜日なのですが、その会議に出席してきました。そこは、規模は 1,000 平米、学芸員は 2 名置かれています。にもかかわらず、宮ヶ瀬ダムサイトにあるということで、年間の入館者が何と 6 万人もいるんです。驚異的な数だと思うのですが、ただ、その運営は、専任職員である学

芸員2名と、あと事務職員は臨時職員が1名いるだけなんです。それで、多分、日常的には来館者の対応で追われてしまって、ほかの事業はほとんどできていないのではないかという印象を持っています。本当はそういうところこそ、今回、出されるような補助金を取って、しっかり活動できる体制が取れるといいと思うのですが、やはりネックは人員体制。これまで論議では、学芸員の数が随分言われてきたのですが、やはりそれをサポートしていくその他の職員。やはり、この手当がなかなか理解されないというのが、一つネックになっているのかなと思いましたので、学芸員以外のその他の職員の体制もこれから考えないといけないと思います。

それから、先ほど半田さんが48基準のお話をされました。残念ながら、私から見ても残念ながらですけども、規制緩和の中で数的基準が廃止されてしまいました。でも、やはり戦後日本が公立博物館をしっかり作ってきた基礎を俯瞰して見ると、この48基準というのは随分大きな役割を果たしていたのかなと思うんです。中途半端な小規模な博物館を作らない。学芸員は必ず何人か置くという体制が取れてきたので、これはやはり歴史的に見たら大変意義のある基準だったと思います。この基準廃止後、実は学芸員の削減ですとか、博物館の管理面積の縮小とか、そういう事態が実際、起こってきていますので、その辺の見直しをもう一回考えた方がいいのかなと個人的には思っています。

それから、佐々木さんがお作りになった見取図なのですが、基本的に異論はありません。ただ、博物館振興法というのを拙速に作って、それがもう一つの博物館法と二本立てになったとき、長い目で見ると、それにはどのような弊害があるのかを、少し考えなくては行けないのかなとは思っています。でも振興施策は時間を長く置けないと思いますので、短期的に振興策を考え、ここに佐々木さんが、認定学芸員ということをお書きになりましたが、現在いる学芸員の更にスキルアップした形の認定制度というのが、もしかすると必要かもしれません。それを踏まえた博物館を、例えばですけども、登録博物館に変えて、認定博物館のようなスタイルを取って、補助金が行きやすくなるという制度設計の方法も一つあるのかなと思います。それは法律とは別に、例えば公開承認施設制度もありますので、それに似せたような制度設計の中で暫定的に進める。それを踏まえて、新しい登録制度とか新しい学芸員制度に向けることは可能かなと、ちょっと考えたりしました。ただ、これは本当に短・中期的です。10年後の先を見た場合、現役で勤めている有能な学芸員の定年という問題も出てくると思いますので、やはり新たな学芸員の養成方法というのも、先を踏まえて早めに着手しなければいけないかなと思っております。

それから、以前の論議では、高度専門職の学芸員という話が出ました。実は私も10年ほど前に、神奈川大学のCOE研究の中で、当時、神奈川大学で専門職大学院を作るという構想もありましたので、その中で学芸員の養成が、専門職として養成できないかという案は出したのですが、実際、採算性等の問題があって、それがうまくいっていないのですが、これからの学芸員養成についてもいろいろな論議のベースはあると思いますので、ここでほかの委員からも出ているように、やはり博物館法の見直しは、この場で正面から取り組まなければならないと思っております。そもそも博物館法成立当時、1951年時点の数字はちょっと覚えていないのですが、たしか1950年の日本の博物館数というのは、記憶では278館しかないんです。それから博物館数は20倍に増え、もちろん、社会情勢も変わりましたし、学芸員の数も変わりましたので、博物館法のやはり見直しが必要かなと思います。雑駁ですけども、以上が、私の意見です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

【宮崎委員】 佐々木さんの私案や、今、いろんな方々から様々な問題など重要な指摘があったのですが、私は個人的に、自分の知っている範囲だけのお話になるかもしれません。例えば学生が修士を出て学芸員の資格を持っていて、博物館とか美術館に勤める場合、正式の学芸員ではなくて大体非常勤という形でしか、勤められない現状があります。東博でもどこでもそうだと思うのですが、相当たくさんの非常勤の学芸のスタッフを使って、やっと回しているようなところがあると思います。

それで、今はだんだん良くなってきているとも聞いていますけれども、やはり展覧会の前などは、時間で週何時間勤務という規定のはずなのに、その時間を大幅にオーバーしなければ無理で、オーバーしたものは、規定があるからカウントされない。つまり、サービス残業の形でしか、そういう仕事が、回っていかない。また、正式の学芸員になった人も、学芸員としてそこにずっといられるとは限らない。地方自治体などの場合は、市の職員になると、回っていくわけですね。ただ、学芸員でない方が、9時5時で仕事が終わって自分の研究ができるかもしれないと言うぐらい、とても時間的には大変な状況の中で仕事をしている。先ほどから出ているように、事務を担う人が不足しても、学芸員が1人いればあとは非常勤でいだろうという形で、事務的な仕事も相当、量があるといった現状と聞きます。

それから、館長や学芸員が教育委員会などから来たりする場合もあって、美術館でどういことが必要なのか、現実に力になるような形での人員としては、本当に1人の学芸員

と非常勤の人で回しているみたいな話も聞きます。また別の例でも、地方の公立の美術館など相当問題があつて、みんな疲弊しながら、仕事ができる人に負担が集中し、学芸で入ったのではないけれども、教員や、偶然学芸員の資格を持っていたという人が配置されてきても、そういう人はあまり役に立たないことも多いというような、現実の話をお聞きします。

だから、そういう地方の現実、日常的な問題と、こういう法改正とか、いろんな施策をすることが、そこにどういうふうプラスになって回っていくかというのは、結局は文化的なことにとどれだけお金を有効に使えるかということだと思ふのですけれども、やっぱり予算を、ただ助成金とか補助金とかという形で作ったとしても、そういう点は解消されるのかという気がします。

それに、先ほども出ていたように、特に学芸員というものが、社会的に余り行政の中でもうまく位置づけられていないことがあると思ふんです。学芸員という、専門職ともみなされていなくて、ポストの一つとしてぐるぐる回る。それから、館長もポストの一つとして回っていくという形。それもまたいいところもあるかもしれないのですけれども、学芸員をどういうふう位置づけるか。行政とか、そういう中で、職としてどうやって位置づけるか、どういう形でうまくいい方に規定できるのかというのを、本当にこの法律でどうなると、専門的な職として、地位として認められるのかということも、考えないといけないのではないかなという気がします。

【島谷部会長】 ありがとうございます。総論的な大きな話題と、やっぱり下から積み上げていかなければいけない話題があろうかと思ふんです。それで、学芸員の待遇であるとか、置かれた現状であるとか。それで、今、大学院でないと、ほとんど学芸員のところには入れない現状ではあるけれども、待遇的には非常勤であると。それで、実際、小林先生のところを卒業した人たちが非常勤で東博に来てくださっていたり、もう、申し訳ない状況にあるわけですが、ただ、それを比べて見た場合、教育職よりも学芸員の方が給料は安いとか、そういう現状があるわけで、どういう形で学芸員が存在して、やる気を持たせて待遇改善を図り、全体的な業務アップにつなげていくかということが大切であるというのを、両面あるというので、宮崎先生からとてもいい意見を頂戴いたしました。

どうぞ。

【伊藤委員代理（可児氏）】 岐阜県美濃加茂市からお邪魔しております、設置者である市長が出る場所ですけれども、出られませんで、私は館長ですけれども、代理で出席

しました可児と申します。

美濃加茂市は岐阜県にある小さな博物館でして、5万7,000人ほどの人口ですけれども、職員が11名で学芸員が5名ほどのところなんです。2002年に開館して、いわゆる地域の総合博物館としてやっているのですけれども、関係ないかもしれませんが、この夏には、博物館法の制定に力を尽くした棚橋源太郎の展示もやっているというような、ちょっと変わった博物館ですけれども、今、地方の話が出ていましたので発言させていただきました。やはり地方は疲弊しているという話がありましたけれど、そういったことはつくづくいつも感じているところです。

ただ、うちの館については、博物館があるだけまだいいかなと思ってまして、最近あった話としましては、周辺のまちから、自分のうちにこんな歴史資料があるとか、それから自然の標本があるんだけど、誰も引き取ってくれないと。ですから、そのまちには資料館はないんです。県に行っても、それは地元でやってくれと言われてしまうということで、隣のまちである私のところに、そういう要望があるというような状況がありまして、実際、日々、そういった地方の、何ですか、資料館もないような自治体では、いわゆる文化資源がなくなっているという現状があるということについて、私もとても悩んでいるところなんです。

それについて、こちらは受けるものなのか、受けないものか、なかなか悩むところなんですけれども、先ほど佐々木さんから、地域振興施設の認定の話がありまして、ある程度、方策としてはこういう基準は必要かと思うのですけれども、それによって、要するに逆に見捨てられるような資料館なり自治体があるということも、こういう基準を作ることによって逆の面も出てこないかなということを危惧しておりますので、そういったことについてもいろいろ事情を理解していただいて、方策等を検討していただけるといいなと思っています。

【島谷部会長】 イベントに終始しないで、運用・活用がどうできるかということも考えていかなければいけないという。文化庁さんが非常に苦勞しながら予算を獲得して活性化に努力していただいているという点がございますので、そういう面をどういう形で展開していく必要があるかなということは強く感じます。

古田さん、何かないですか。

【古田委員】 身近な疲弊の一例を挙げますと、私のところは4人の学芸、教授、准教授という名前は付いていますが、それと助教という。それで、今、助教の一人が産休で休

んでおります。それで、非常勤で4人の学芸の研究者がいるのですけれども、あるとき、みんなで一緒にやろう、その間、頑張ろうよと言って、この仕事はちょっと悪いけど手伝ってくれる？と言ったら、私はそれだけの給料をもらっていませんと言われて、はい、私がやりますと。これはどういうことだろうと思うことがあるのですけれども、やっぱり彼女たちのモチベーションというのかな、働きに対する、何かもう少し輝いたものがないと、結局、私の仕事ではありませんと言い出したら、この業界はまずいのではないかと思った瞬間がありました。要するに、それは本当に一例というか、お見苦しいところではありますけれども、そういうことが広がってはいけないと思います。

それで、活力を与えていくための、せっかくの場なので、何か有効なお金の使い方というのを、知恵を出して考えていかななくてはいけないなど。急に大きな話になりますが、そこを、国全体の、隅々にある五千何百館ですか、そのところが全てがということになるのかどうかは、ちょっと僕も、余りに大きな話なので分からず、身近なところで考えるしかないのですけれども、私のところは美術館でもあり大学であるという、極めて特殊な地方であると思っているのですけれども、ここでできることをやらなくてはいけないと。それで、うちでできることというのは、美術館ですから展覧会をやって。まあ、僕の展覧会の一つのビジョンというのは、決してやればよいということではなくて、良き鑑賞者を、育てると言うところとちょっと言葉があれですけれども、次の世代にも良き鑑賞者になってほしいというような展覧会を目指しています。それは、物を見るということによって初めてできることだと思います。

それで、僕のビジョンはそういうことなので、最初に御説明していただいた中の、今、文化庁さんが抱えている、施策をしようという中で、観光とかまちおこしとかストーリー性という言葉は、僕の展覧会をこれまでやってきた中の言葉にはないわけで、これが、仮の何か予算を取るためのテクニクな言葉ならいいのですけれども、これが独り歩きすると、我々の目標は何だったのだろうということにもなりかねないので、これは、栗原さんに説明していただいた、世界的な意味でのこれからの博物館とはどういうものかと考えているときに、ちょっとこれは違和感で済むのか、すり合わせができるのか、どうなのか。若干、不安な感じもしていますので、最初にちょっと発言させていただきます。

もう一つ、我々ができることというのは、やはり高度学芸員資格という言葉、あるいは認定制度の学芸員でしょうか。それについてはかねてから考えておきまして、イギリスに視察に行ったなどということもあったのですが、現状、まだ案というか、それこそ、ちょ

っと一步踏み出せないというか、もしやるとしたら、大学院レベル、あるいは、むしろ僕が考えているのは、既に学芸員の仕事をしている人たちに対して、より、それこそ一部で勝手にやっているというよりも、国レベルで学芸員の実質をレベルアップというか、それとネットワークということに関して何かお手伝いできる制度に向かっていくのであれば、是非私たちも役に立ちたいと思っているところです。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

いろいろな意見が出て、これは榎本さんの大ヒットだと思うのですが、こういう委員を選考したというのがとても良かったなと私は思っております。というのは、きれいごとだけで博物館振興というのはいかないのだというのが、本日聞いていただいて、傍聴の方もそうだと思う、それははっきり分かると思うので、それぞれの愚痴もいっぱい話させていただきましたけれども、結局、設置母体、設置目的、その体力によって、博物館・美術館が全部違うという。あの東京芸大の美術館が、学芸員が4人でやっている、世間の人は知らないと思うんです。それで、美濃加茂市がそれだけ努力してやられているということも知らないと思うんです。それで、岐阜県というのは県展が抜本的に改革されたりして、物すごく今、注目されているところだと思いますので、そういった形で、そういう文化に注目され出したのも、ここ二、三十年のことだと思いますので、せっかく文化に注目されているのを、どう活性化していこうかというのが、今回の文化庁の取組の一つだろうと思いますので、旧態依然とした法律、それに対応する新しいもの等はあると思いますけれども、本日は1回目ということで、いろいろな意見が出て、今後の指針になっていくのではないかなと思います。

ここでまとめに入ってしまうと、一方発表されておられませんので、是非。

【浦島委員】 では全く畑違いのところから申しますと、私、美術ライターを名乗っているのですが、ほかにも通信制大学のマーケティング支援というのを人知れずやっております、そこは、

看護師さんが学校側として無視できない割合の人数が在籍しています。

それは、何でそんなにいるかという、看護師さんというのは大学だったり専門学校を出たら取れるのですけれども、この頃、認定看護師というのができて、それは修士を取って、更に実習をして、何か耳鼻科の専門だったり心臓外科の何とかだったりというのを取れる。それは、何でそんなのができたかという、やっぱりまちの看護師さんはまちで働きたいという方もいるし、大学病院で、ばりばり、きちんと、もっと専門的に働きたいという人

は専門看護師を取るというので、働きながらきちんと資格を取りたいというので入ってこられる方が多いというのを、認定学芸員というので見て、いいなと思いました。

というのは、やっぱり皆さんおっしゃるように、今、修士を出ていないと働けないし、働けたとしても、何というか、非正規という雇用になってしまっているのが、すごくつらいのですけれども、そういう感じで段階的に、学芸員は学芸員のままで、もうちょっと上を目指したいとか、国際的にもっと切り込んでいきたいという人は、きちんと、もっとばりばり勉強できるみたいな制度になると、もっと働き方に幅ができるのではないかなと思いました。

そういうのと、あと、また関係ないのですが、議論いただきたいことというところで、国立の博物館のモデルとして横展開していくというのがありましたけれども、もっと今後、観光だったりまちづくりという視点で博物館が開いていくとしたら、博物館の成功事例は博物館だけで生かすというわけではなくて、もうちょっと、何だろう、観光的なものだったり、まちづくりというところで、何かより良い結果を出しているところ。例えば、今、文化複合施設がすごく増えているのですが、そういうところの成功事例というのも少し考えていった方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【浦島委員】 真面目になってしまったんですけど、いいんですか。

【島谷部会長】 もちろん。真面目で結構です。

【浦島委員】 よかった。

【島谷部会長】 やっぱり体力がないところが、高ねの花のような仕事ばかり見てもしようがないというところがありますので、地に足を付けた議論で、冒頭に私が話をしましたのは、そういうことも含めて、地に足を付けて、漏れなくすくい上げて、博物館行政がうまくいくような方法はないかという。そんな方法はないのですけれども、そういうことが目指せるような形になればいいかなというので。だから、古田先生の発言も非常に心に響くところがありましたので。実態が分かっていない状況が多いので、やっぱりそれはアピールしていかなければいけないと思います。だから、博物館の魅力というか財産というのは、私は昔から思っているのは、物だけではなくて、建物も環境も人材も財産だと思っていますので、人材が今、疲弊しているところがあるので、そこをどういうふうにして、魅力があってやりがいがある仕事であれば、それは自分の仕事ではありませんというよう

な発言は出てこないと思うんです。

それで、資格だけではないんだけど、資格が就活に向けての一つのチャンスになるというのは当然あるわけですので、そういう認定があってもいいのかなと思います。ちなみに中国では研究員という表現を使うのですが、博物館・美術館の館長が研究員になっていないぐらい、研究員の資格というのは厳しいんです。それは国家的に評価されているので、こういう認定員なり何かをやる場合も、やっぱり国家的なもの、公的なところが認定するような形でもないといけないので、その場合、何を何年間やって、技術がこうで、論文がこれだけあってというような形で、誰もが見て公平性が担保できるようなものにする必要があろうかと思います。今の美術品取扱いの試験をやってきておりますけれど、それを何人抱えるとか、何人あるかということで、入札の資格が出てくるなどということもありますので、全てルールで守るわけではないのですけれども、そういうチャンスが増えるように、独占企業にならないようにするためにも、何かそういう制度も並行してやっていかなくてはならないと思いますので、いろいろ課題があるというのが、本日改めてみんなで再認識できたと思いますので、1回目としては非常に良かったかなと思います。

そろそろ時間になりまして、まだまとまりはないのですが、本日の議論は以上としたいと思いますので、最後、文化庁から、榎本さんの方からお願いいたします。

【榎本課長】 ありがとうございます。大変多岐にわたる議論を頂きまして、私もこの場で全部まとめ切れないものの、ざっくり申し上げまして、まず博物館制度に関する御議論がございました。ICOMの国際的な議論を受けて、日本の議論とどう結び付けていくのかという問題提起、それから意見交換がございました。一方で、我が国における博物館法が、法律制定以来、大分年数もたっているという中で、現状といろんな点で合っていない点もあるという認識も出ていたところでございます。加えまして、博物館の現状を取り巻くリアルな現実という観点からの御指摘もあったと思います。調査研究の重要性、それから複数の委員から人的体制の問題の御指摘がございました。また、大学を中心といたします人材養成をどう考えるかという御指摘もあったように思います。加えまして、佐々木委員からの皮切りによる、フェーズ1・2と言うかどうかは別にして、一定の振興施策に関する問題提起、そして、こういった方法の検討ということの指摘も複数の委員からあったように思ったところでございます。

こういった観点から思っておりますのは、冒頭述べましたとおり、博物館の制度や運営に関する事柄に関しましては、委員の方との更なる意見交換、あるいはヒアリング等もし

ていきながら、一定の期間を掛けていきながら整理・検討していくということが必要ではないかと考えております。本日はデータも余り出しておりませんが、データも踏まえた議論が要ると思っています。一方で、博物館の振興施策、これも冒頭述べましたとおり、予算ですとか税制改正ですとか、いろんな話題に即していくという観点も大事でございます。そうした中で、博物館振興施策、とりわけまちづくりですとか観光という観点に即した話に関しましては、まとまったパッケージとして作っていけないかと思っております、こちらに関しましては、部会長とも御相談の上、機動的な体制も整えまして、集中的に議論して、またその状況もこちらの部会に報告するという仕組みが取れないかと思っております。そういうのが、今、本日の議論の若干の整理と、今後に向けたこととして思ったところでございます。

それから、文化庁から少し補足いたします。本日、いろんな予算の申請に対しても、申請すること自体もなかなか大変だという議論がございました。文化庁事業は実は複数の事業がございまして、比較的大きな事業、例えばクラスターですと、なかなか準備が要るところがございますけれども、一般的に、地域と協働と呼んでいる事業に関しましては、単価二、三百万ですとか、比較的小規模な単価で、その分、申請書類も比較的簡素な形で応募できるようになっているところでございます。比較的小さい自治体ですとか小規模な博物館でも使ってもらっています。こちらも来年度に向けて予算増を図っていますので、何とか地域の博物館が元気になっていく。そこで実績を作っていくって、地域に認められていきながら、ではちょっと大きなファンディングも挑戦というふうな流れも作っていけないかなと思っております。

また、それから劇場・音楽堂の事業の御紹介がございまして、ちょっとこれを事務的に補足いたしますと、これも私が担当しております。劇場・音楽堂は、総合的なパッケージで支援しているものと、それから小規模な支援とあるのですが、基本的には公演活動の支援、それから担い手の養成支援、それから教育普及啓発支援の3本に分かれています。都内でも、民間の比較的名前の通ったコンサートホールなども支援しているのですが、そこでは一般的な演奏会は支援しておらず、若手の演奏家育成あるいは若手の舞台装置担当者育成とか、かなり特定した形にしております。また、普及啓発という観点でも裾野の拡大ですとか地元の子供を巻き込んだ取組とか、かなり設計を密にしているところでございまして、そういったお話もいずれまた御紹介できますと、では博物館でどうするという検討もできるのかなと思っております。

それから、少し最後に御紹介いたしますと、資料の一番下のところに、「博物館政策のこれから」という、小林委員が企画していらっしゃる、かつ文化政策学会の主催、それから日本博物館協会も後援という御予定と伺っていますけれども、こういったシンポジウムも今月下旬にあると伺っております。また、冒頭、栗原理事から御紹介がございました ICOM 関係の資料の中でも、今後のお話という、資料 5 の一番後のところに、シンポジウムの御紹介も載せていただいています。来年 2 月に、ICOM 京都大会シンポジウムの関連で、京都・東京でシンポジウムが開催されることになってはいますが、こちらも実は文化庁から御相談しながら進めているところがございますので、また次回あたり、こういった議論、こういった枠組みができてきたところで御紹介もしまして、私としては、博物館部会の議論と、こういったシンポジウムがうまくつながっていくように設計できればと思っているところでございます。

私からは以上でございますが、もし小林先生、少しこちらに何か。

【小林委員】 よろしいですか。

【島谷部会長】 はい。

【小林委員】 「博物館政策のこれから」ということでシンポジウムを開催させていただくことになりました。先ほど榎本さんから、伺っていますというふうな感じで御紹介があったのですが、もともとは榎本さんが、是非いろんな学会も含めて議論ができないかということを書いてくださって、それは非常にいいことなのではないかと思ひまして、私も是非、ここだけの議論ではなくて、広くこういうことに興味を持っていらっしゃる方が多いと思いますので、こういうことをやりましょうという形になりましたので、余り堅苦しくなく、本日のようなものの、もうちょっと広がったような形で、関心のある方に御発言いただきながらやりたいと思っています。それで、何らかの形でこちらの会にもフィードバックということを考えていますので、御関心のある方々にちょっとお知らせいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。こうして博物館に関することが盛り上がり話題に上り、さらには一般の方に周知されるということが、一番盛り上がることになると思いますので、博物館の中だけではなくて、博物館自体がハブになって地域と一体となっていけるような形になると、自分たちだけでやるのではないということが大切かなと思います。1 館だけとか 1 人だけでやるのは限りがありますので、協力しながら、いろんな声を出していければいいかなという。さっき半田さんが話をしてくれた、世界基準

の博物館が地域とどうつながるかというような考え方もありますが、どうあるべきである、何ができるかというのを、やっぱり日本だけでは考えなくて、世界の感覚で考えていくというのも必要かと思imasuので、あながち ICOM が自分たちには関係ないよと思っている人たちに、ICOM が何ぞやということと、自分たちが何をすればいいかという、それから設置母体の体力だとか考え方についても考えていくいい機会になればいいかと思imasu。

どうもありがとうございました。本日はこれで終わりたいと思imasu。

— 了 —